

環境報告書

ENVIRONMENTAL REPORT

2018年度

第1.1版



SAJCO

株式会社サジェコ

※この報告書はFSC認証製品を使用しています

ごあいさつ

日頃は、株式会社サジェコ（SAJCO）における事業活動に対しご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は1982年にハウスクリーニングを行うアート美装サービスとして創業後、1987年にビルメンテナンスを行う株式会社アート美装サービスとして発足いたしました。2011年には、ICT事業を行う人材開発を吸収合併し、同時に関連会社の札幌ケアシステムからデイサービス事業の譲渡を受ける等して、「ビルメンテナンス」とは異分野である「ICT」「在宅（介護）サービス」までカバーするサービス会社、“株式会社サジェコ（SAJCO）”としてスタートいたしました。

現在は、「ビルメンテナンス」と「ICT」事業を有機的に結びつけた「環境ソリューションサービス」もご支援させていただいています。

「ビルメンテナンス」と「ICT」、「環境ソリューションサービス」は、環境活動と表裏一体の関係にあるため、当社にとっての環境活動は、本業を支えるための重要な活動といえます。当社では約8年半前にISO14001の認証を取得し、継続的な環境活動に取り組んでまいりました。

まずは本業や事務作業に関わる「紙・ゴミ・電気・化石燃料」の削減に努め、2011年の合併以降は、ICTを基盤としたペーパーレス化ソリューション、情報系システムのダウンサイジング等をお客様に提供することにより、お客様の環境負荷低減に努めています。また、2014年からは環境プラス活動として、地域の清掃・美化活動や植樹、生態系維持活動等にも取り組んでおります。

今後も当社の事業を通じ、全社をあげてご支援、環境貢献を行ってまいります。



つきましては是非ご高覧頂き、当社の環境活動への取組みをご理解頂くとともに、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社サジェコ 代表取締役社長 伊藤直樹

編集方針/報告書の範囲・期間/目次

【編集方針】

本報告書は、株式会社サジェコの環境 ISO 活動に関する情報を当社のステークホルダー及び地域の皆様にご覧いただくコミュニケーションツールとして作成しております。

【報告書の範囲】

パフォーマンスデータの集計対象範囲は、当社が行う業務のうち総合ビルメンテナンス、ソフトウェア開発及びシステム保守、ICT ソリューション、総務経理業務となります（主要事業のうち、介護事業を除きます）。

【報告対象期間】

本報告書が対象とする期間は、2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日とします。

【発行日】

2019 年 6 月（第 1.1 版）

この報告書は WEB サイトでもご覧いただけます。URL <http://www.sajco.jp>

【会社概要】

社 名 株式会社サジェコ

代 表 者 代表取締役社長 伊藤 直樹

設 立 1987 年 4 月 6 日（創業 1982 年 5 月 11 日）

資 本 金 2,000 万円

売 上 高 19,692 万円（平成 31 年 3 月期）

本 社 北海道札幌市西区八軒 9 条東 5 丁目 1 番 28 号

事 業 内 容 総合ビルメンテナンス、ソフトウェア開発及びシステム保守、

ICT ソリューション、社会福祉事業等

事 業 所 函館介護事業所

【ISO14001 認証】

組織の名称 株式会社サジェコ 本社

所 在 地 北海道札幌市西区八軒 9 条東 5 丁目 1 番 28 号

適 用 範 囲 ICT 業務：業務アプリケーション開発、制御系ソフトウェア開発、組込ソフトウェア開発、システム保守サービス、データ入力等 IT インフラおよびソリューション業務

対象事業所 本社

適 用 規 格 ISO14001 : 2015 (JIS Q 14001 : 2015)

登 録 日 2009 年 9 月 30 日

有 効 期 限 2021 年 9 月 29 日

【本報告書の責任者】

〒063-0869 北海道札幌市西区八軒 9 条東 5 丁目 1 番 28 号

株式会社サジェコ 本社

代表取締役社長（兼務 ISO 事務局長） 伊藤 直樹 電話 011-788-7505 (代表)



目 次

1.組織体制

2.環境方針

3.環境目標とその実績

4.主要な環境側面の調査・評価

5.環境活動の取組

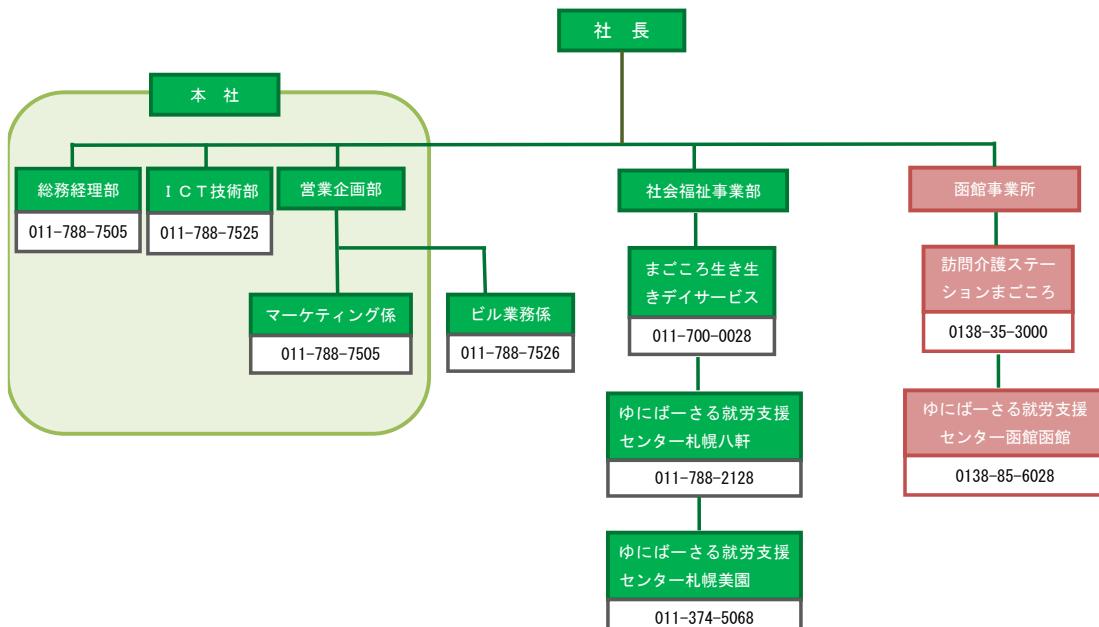
6.環境関連法規への違反の有無



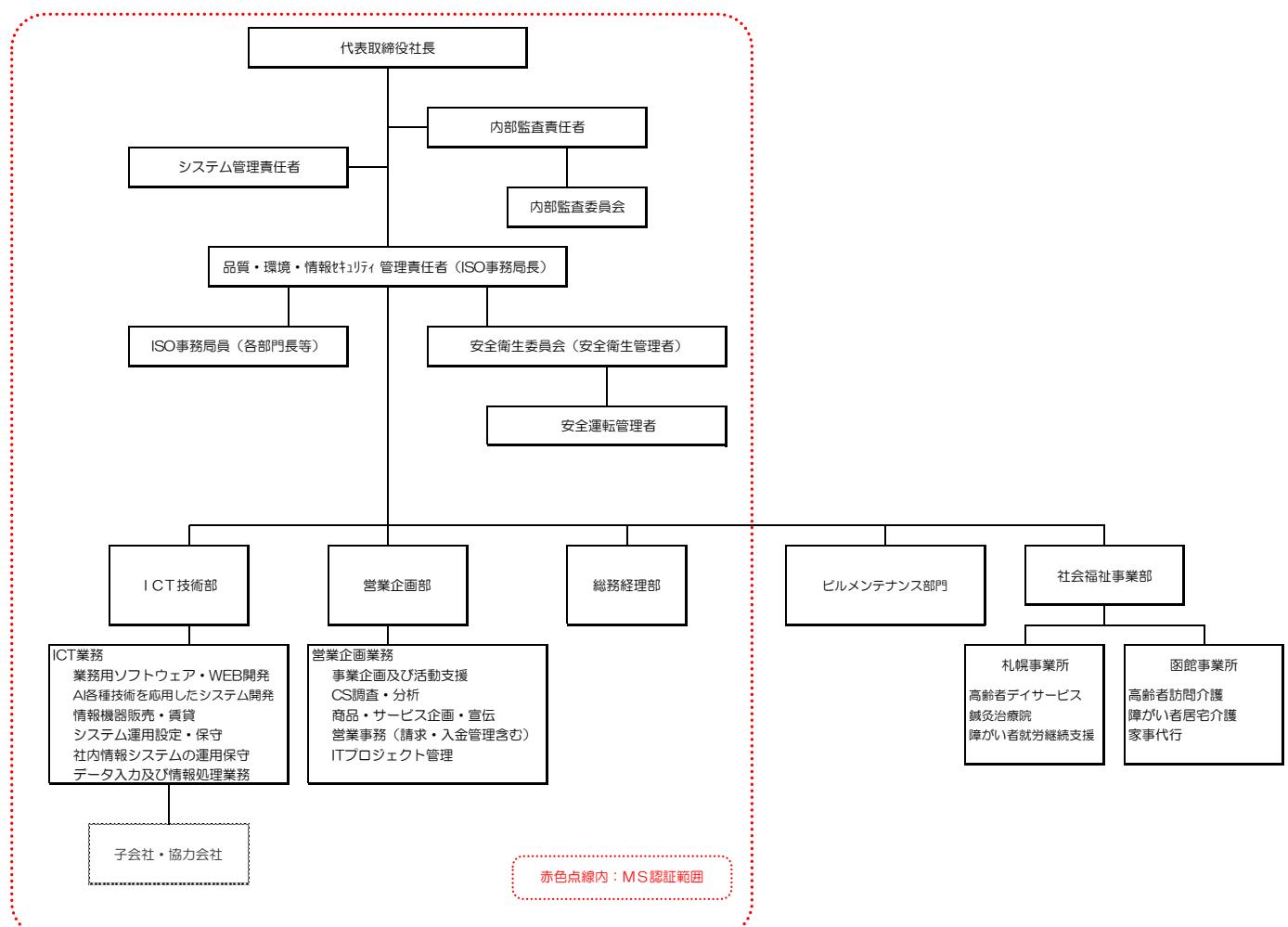
1. 組織体制

令和元年5月20日現在

S A J C O 組織体制図



ISO事務局組織図（詳細）



赤色点線内：MS認証範囲

2. 環境方針

■品質・環境・情報セキュリティ方針

経営理念

株式会社サジェコ（以下、「当社」といいます。）は、「地域に愛され、地域に尊敬される企業活動を行う」という経営理念のもと、多様なIT業務等を提供しています。

当社は、次のとおり基本方針を定め、品質の向上、環境負荷の軽減、情報資産の保全に取り組み、社会から信頼される企業を目指します。

基本方針

1. 繙続的な品質活動を通じて、「お客様第一主義」をモットーに、お客様の要求品質に適合した製品・サービスを提供します。
2. 環境に配慮した製品・サービスの提供を行い、事業活動を通じて地球環境の保全に取り組みます。また、事業活動以外でも自然環境保護活動等を通じて、社会や地域との繋がりを保つように努めます。
3. 情報資産の価値、脅威、脆弱性に応じた情報セキュリティ管理策を講じることにより、情報資産を適切に保護します。また、情報セキュリティインシデントが発生した場合には、被害の最小限化並びに再発防止策を講じます。
4. 品質・環境・情報セキュリティに関連する法令及び規則、当社が同意するその他要求事項を順守するための統合マネジメントシステムを確立し、運用し、継続的に見直し、改善していきます。
5. 本方針を実現するため、経営的観点から目的・目標を設定・実行し、評価と改善を定期的に行います。
6. 当社では、すべての社員および当社の業務委託先に対して、品質の向上、環境負荷の軽減、情報資産の保全のための教育を継続して実施します。
7. 本方針は、本社及びサイト、現場内で働くすべてのものに周知するとともに、社外に公開します。
8. 当社では、すべての社員が本方針を理解し、当社が定めた規則に従い行動します。これに違反した場合、就業規則に基づいた罰則を適用いたします。

制定日 平成21年4月20日

改定日 平成29年10月21日

株式会社サジェコ

代表取締役社長 伊藤 直樹

3. 環境目標とその実績

■平成 30 年度 ISO 目標

【ISO 全社目標】

「ISO認証等、当社の強みを生かした他社と差別化可能な製品や サービスを創造・提供し、商品・サービスの付加価値向上を図る」

【ISO 部門目標】

〔IT部門〕

「ペーパーレス化を目的とする新規格開発または既存改修を実施する」

「食品廃棄物等の社会的減少に資する製品開発の促進」

〔ビルメンテナンス業務部門〕

「資機材（道具）のメンテナンス徹底」

「樹脂等ワックス皮膜の重層化防止」

〔総務経理部門〕

「生態系維持（生物多様性）活動への参加」

「地域清掃活動への参加」

「平成 29 年度の環境報告書を制作・発行する」

■2018 年 ISO 年度目標兼実績表

平成 30 年度環境目標の最終結果は下記の通りです。

部門目標	目標値	実績	評価
IT	ペーパーレス化を目的とする新企画開発または既存改修を実施する	7件	達成
	食品廃棄物等の社会的減少に資する製品開発の促進	2件	達成
ビルメン	資機材（道具）のメンテナンス徹底	実施済み	達成
	樹脂等ワックス皮膜の重層化防止	実施済み	達成
総務経理	生態系維持（生物多様性）活動への参加	1回参加	達成
	地域清掃活動への参加	1回参加	達成
	平成29年度の環境報告書を制作・発行する	1件発行	達成

5. 環境活動の取組

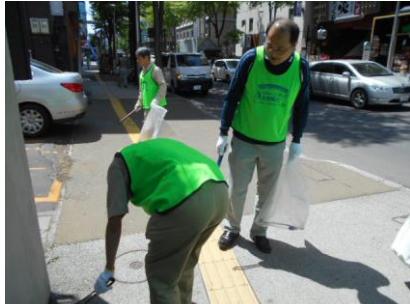
■環境活動

環境活動の目的について学び、環境活動に対する意識向上を図る

★クリーンアップ大作戦！！（2018年5月30日）

札幌商工会議所青年部主催の清掃活動を行いました。

社屋周辺の地域清掃、札幌すすきの地区の清掃



★持続可能な開発目標（SDGs）って何だろう（2018年11月13日）

札幌市環境局環境都市推進部環境計画課担当係長 佐竹輝洋氏をお招きし環境学習を行いました。



■環境配慮型製品

《総合ビルメンテナンス部門》

環境衛生管理業務

法定資格者による定期的な点検、専門的計画に基づく、総合的に環境衛生管理をおこない、建物の衛生的な環境を維持します。

ビル衛生管理法への対応

建築物における衛生的環境の確保の関する法律に基づき、各項目の実施計画、報告書の保存を行い建物の快適空間の創造に努めます。

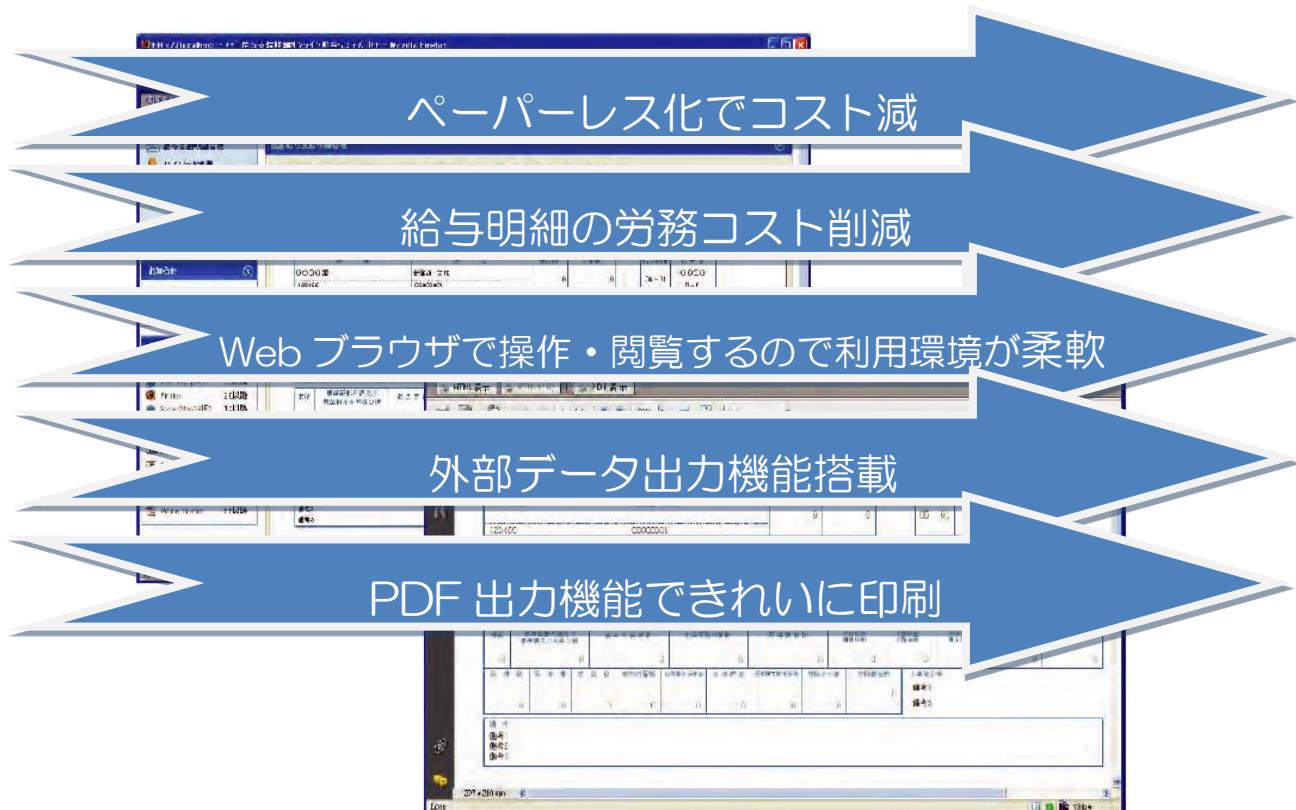
主要な環境衛生管理業務

- ・空気環境管理・・・空気環境測定
- ・級数管理・・・水質検査
- ・排水管理・・・残留塩素測定
- ・害虫駆除・・・ねずみ・こん虫・害虫等の防除
- ・植栽

《ＩＴ業務》

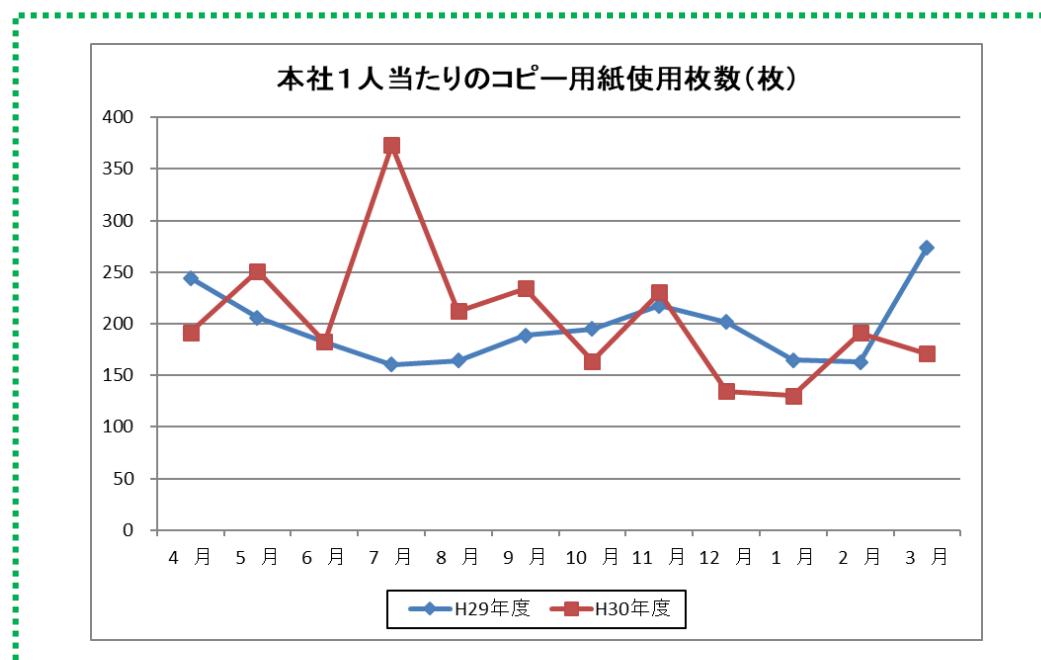
「給与支給明細オンライン照会システム」

『給与支給明細オンライン照会システム』は、人事給与システム等のデータを基に、オンライン上で給与明細を発行（電子交付）する事で、教育機関や自治体、一般企業でのペーパーレス化を推し進める事を目的としたシステムです。



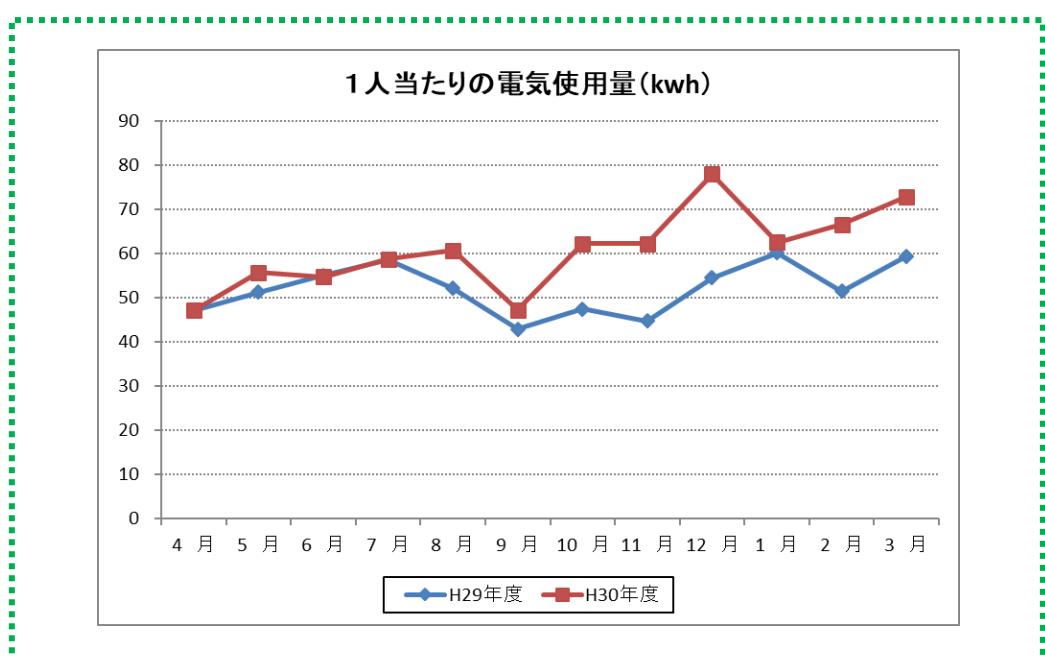
■紙

2018年度は前年比較すると最終結果は、9%削減となりました。
募集チラシの宅配業務を外注化したことが大きな要因となっています。



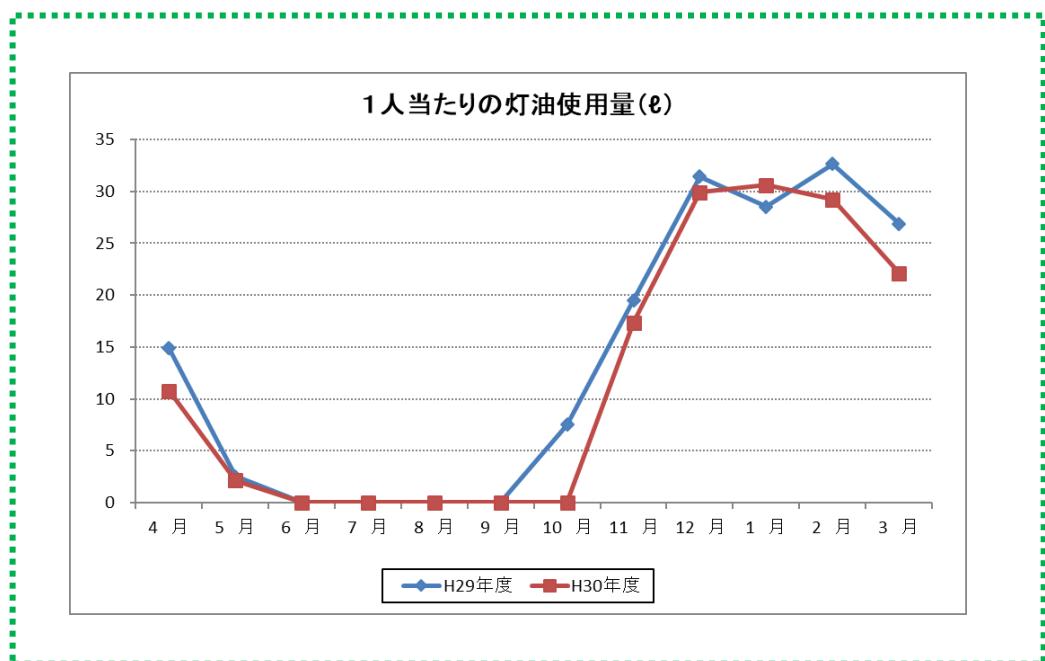
■電気

2018年度は前年比較すると最終結果は、13%増加となりました。
事務所衛生基準規則を遵守の上、冬季暖房能力をファンヒーターと併用する方法等によりエアコンの使用時間が伸びたことから、昨年度と比較して使用電気量が増加する結果となりました。



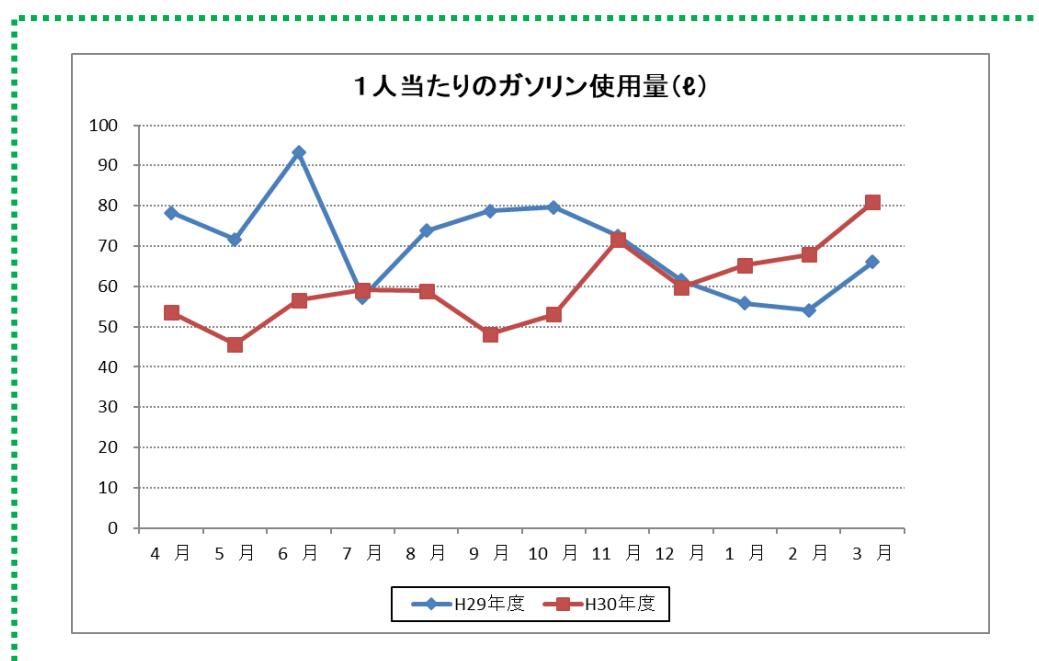
■化石燃料（灯油）

2018年度は前年比較すると最終結果は、9%削減となりました。
事務所衛生基準規則を遵守の上、冬季暖房能力をエアコンと併用する方法等により、
目論見通りに灯油の削減を図ることが出来ました。



■化石燃料（ガソリン）

2018年度は前年比較すると最終結果は、11%増加しました。
車の移動が多い、ビルメンテナンス事業の売上伸長等が大きな要因となりました。



■廃棄物

『事業ゴミ（一般廃棄物）』

2018年度は前年比較すると最終結果は、5%増加しました。

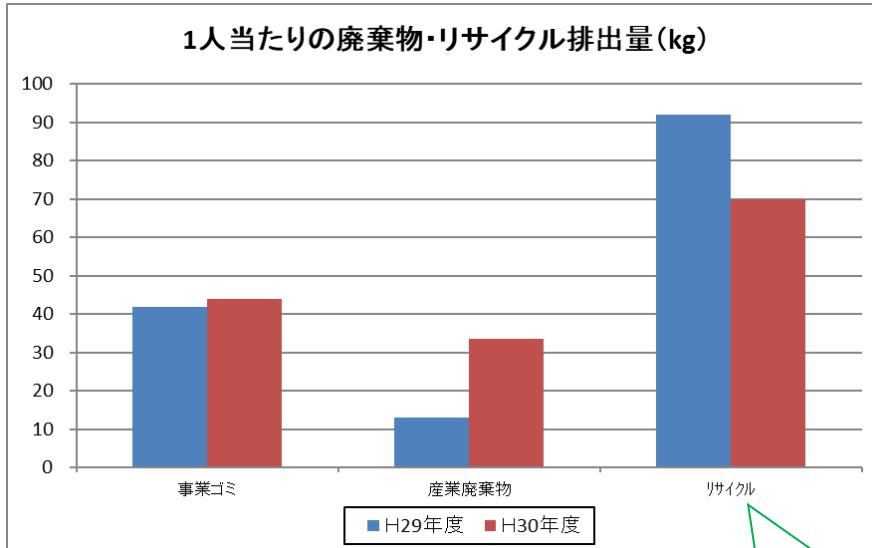
再生可能なものはリサイクルとしています。

『産業廃棄物』

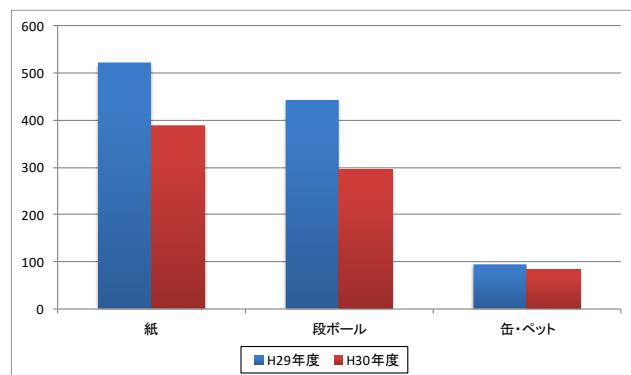
2018年度、産業廃棄物の排出量は1人当たり271kgでした。前年に比べて売上が約111%伸長したことから、これに比例して排出量も約108%増加しました。

『リサイクル』

今後とも、積極的に3Rに取り組むことで、廃棄物を減少するように努力しています。



『リサイクル種別』



6. 環境関連法規への違反の有無

■法的等要求事項及びチェック表

以下は、環境法令（条例含む）等への適合状況を記した帳票です。合計 17 法令（条例）への適合状況を内部調査したところ、調査当日時点におきまして当社における法令（条例）違反は皆無でした。今後とも、法令（条例）遵守を徹底して参ります。

著しい 環境側面	法規等の名称	法規等要求事項	順守チェック項目	確認日、提出 日、実施日等
産業／一般 廃棄物	廃棄物処理法 改正：平成22年5月19日 施行：平成23年4月1日 産業廃棄物処理法施行規則 第8条	・事業者の責務（法第3条） ・廃棄物を適正に分別し保管する等 市町村が行う廃棄物の収集・運搬及び 処分に協力しなければならない。	・廃棄物処理手順書に従った分別状況の確認	2018/7/20
		・産業廃棄物の保管場所がある場合(表示義務) ・掲示板の寸法 ・表示すべき事項	・マニフェストが適正に管理されているか確認 (毎年度6月までに知事または市長へ報告)	2018/7/20
		・収集・運搬及び処分（再生含む）業者への委託基準 (法第12条施行令第6条の2) 委託業者の許可内容（種類・事業区分・能力等）	・他廃棄物混入防止措置の有無 ・必要事項の記載の有無	2018/7/20
		・収集・運搬業者との委託契約	・委託業者の許可内容の確認(年1回)	2018/7/20
		・収集・運搬業者より許可証（写）の収集	・収集・運搬及び処分（再生含む）業者より許可証 (写)の収集確認	2018/7/20
		・許可証の有無・許可証の有効期限	・許可証の有無・許可証の有効期限確認	2018/7/20
		・マニフェスト記載事項	・マニフェスト法定記載事項の一致確認	2018/7/20
		・事業者の責務（法第4条） ・廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること により廃棄物の減量に努める。	・事業ゴミの排出量チェック (燃焼ゴミ、リサイクルゴミ)	2018/7/20
		・廃棄物の4割分・収集要領による 適正な分別・保管・処理	・札幌市条例に基づいた適切な分別・保管・ 処理の確認	2018/7/20
		・エアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機の家電4品目 について販売業者が引き取り、製造業者がリサイクル することを義務付け	・管理票（家電リサイクル券）の写し確認	2018/7/20
	家電リサイクル法 改正：平成22年5月19日 施行：平成23年4月1日	・携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機等の小型家電の 適切な廃棄（市町村が定める回収方法に則る）	・該当廃棄物が発生した場合に札幌市が定める 処理方法等を遵守しているか	2018/7/20
	小型家電リサイクル法 制定：平成24年8月10日 施行：平成25年4月1日			
	フロン排出抑制法 改正：平成25年6月12日 施行：平成27年4月1日	・業務用エアコン及び冷凍冷蔵庫（第一種特定製品） ユーザーによる機器管理の適正化等	・第一種特定製品使用の有無確認 ・簡易点検の実施確認 ・業務用エアコン、冷蔵庫等の回収を依頼しようと する業者は、都道府県知事により第一種フロン類 回収業者に登録されているか	2018/7/20 2018/7/20 廃棄予定なし
火災・地震	札幌市火災予防条例 改正：平成26年10月6日 施行：平成27年4月1日 消防法 改正：平成24年6月19日 施行：平成25年4月1日	・少量危険物（指定数量の5分の1以上指定数量未満） を消防署長に届け出なければならない。	・灯油について、少量危険物貯蔵・取扱い届出の有 無	2018/7/20
		・ホームタンクの点検	・ホームタンクチェックシートによる自主点検	2018/7/20
		・消防用設備等についての点検及び報告 設備名（消火器）	・消防用設備等についての点検及び報告 (年1回以上) ※使用期限は製造日より8年	2018/7/20
		・防火管理者を定める	・防火管理者の届出有無	2018/7/20
		・火災予防・警戒・鎮圧 避難訓練・防災訓練の実施 消防計画書の内容確認	・避難訓練・防災訓練の実施報告（年2回） 直近実施日： 2017/9/27 2018/2/15 実施予定月： 每年2・9月	2018/7/20
車両（ガソリン）	水質汚濁法 改正：平成29年6月2日 施行：平成32年4月1日	・貯油施設等（法第14条の2第3項） 破損その他の事故が発生し、油を含む水が公共用水域 に排出、又は地下に浸透したことにより生活環境に係 る被害を生ずる恐れがあるときは、直ちに、～都道府 県知事に届け出なければならない。	・油を貯蔵する施設又は、油を含む水を処理する 施設で政令で定める施設でないか確認	2018/7/20
	大気汚染防止法 改正：平成18年2月10日 施行：平成18年10月1日	・自動車排出ガス量・燃費の許容限度を定める 定期車検時において担保する	・車検証（1年又は2年に1回）の確認	2018/7/20
	自動車NOx・PM法 改正：平成19年2月18日 施行：平成20年1月1日	・事業者の責務（法第4条） 事業活動に伴う自動車排出NOx及びPM排出抑制 の必要な措置をとる。	・社有車を環境対応に入れ替え	2018/7/20
	道路運送車両法	・自動車の点検・整備 法定点検時・車検時の点検・整備	・法定点検時・車検時の点検・整備の確認	2018/7/20
電気の使用	道路交通法	・道路交通法の順守 免許資格の必要性	・運転日誌の確認	2018/7/20
	電力使用制限令 (電気事業法第27条) 発動：平成23年7月1日 解除：平成23年9月2日	・賃貸事業者等の努力義務 電気の使用制限が行われた場合は、使用電力の 把握及び使用的抑制に努める	・毎月の使用電力の把握及び使用電力の削減目標 目標の設定	2018/7/20
	省エネ法 改正：平成25年5月24日 施行：平成26年4月1日	・省エネ法の努力目標（原単位の改善率年平均1%）	・年率1%超の使用電力削減目標の設定および達成 目標対象年度： 平成 28年度(1%以上削減) 実績対象年度： 平成 29年度(11.0%増加)	2018/7/20
労働環境	労働安全衛生法	・從業員の安全・衛生 職場環境や從業員の健康維持	・法定事項が遵守されているか確認	2018/7/20
	最低賃金法	・事業も若しくは職業の種類又は地域に応じた賃金の 最低額を保障する	・月次賃金の算定記録を確認	2018/7/20



株式会社サジェコ

〒063-0869

北海道札幌市西区八軒 9 条東 5 丁目 1 番 28 号

TEL 011-788-7505 (代表)

URL <http://www.sajco.jp>

